

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」に対する意見募集の結果について（国際希少野生動植物種の指定等）

1. 意見募集の概要

（１）意見募集の周知方法

環境省ホームページへの掲載および記者発表

（２）意見提出期間

平成 28 年 7 月 5 日（火）～ 平成 28 年 8 月 3 日（水）

（３）意見提出方法

郵送、FAX、電子メール

（４）意見提出先

環境省自然環境局野生生物課

2. 意見募集結果

（１）意見提出者数 電子メール 1 通

（２）整理した意見の総数

- ・今回の改正政令案に係るもの 0 件
- ・その他の意見 1 件

（３）意見等の概要と意見に対する考え方について

（意見概要）

違法性なく飼育されている国際希少野生動植物種について、飼育できなくなった場合の第三者への譲渡や一時的な預け入れも禁止される譲渡し等の規制は過度である。

（対応の考え方）

譲渡し等の規制は、人の管理下にある希少野生動植物種の個体等の移動状況を把握するとともに、譲り受ける相手方がその個体等を適切に管理することができるかを確認する上で必要なものです。なお、飼育できなくなった場合についても、学術研究、繁殖、教育、生息・生育状況の調査またはそのほかの希少野生動植物種の保存に資すると認められる目的であれば、環境大臣の許可を受けた上で譲渡し等が可能です。